

米軍無人機「MQ-9」の海上自衛隊鹿屋航空基地における一時展開に関する協定を締結



市では、海上自衛隊鹿屋航空基地における米軍無人機MQ-9の一時展開について、市民の皆様や、市議会、関係者への防衛省による説明会で出されたご意見やご質問に対し、防衛省から一定の回答を得たほか、市議会においては「一時展開容認決議」が可決されました。これらを踏まえ、7月11日、市長は「容認もやむを得ない」と表明し、7月21日に今後防衛省との取り決めが確実に履行されるよう九州防衛局と協定を締結しました。

市政策推進課 ☎0994-31-1125

協定書の内容

- 海上自衛隊鹿屋航空基地の位置付け**
国は、米軍に対し、米軍無人機MQ-9の一時展開のため、海上自衛隊鹿屋航空基地を日米地位協定第2条第4項（b）に基づく施設及び区域として提供する。
- 米軍無人機MQ-9の一時展開内容**
一時展開される米軍無人機MQ-9の機数は最大8機とする。一時展開の期間は、米軍無人機MQ-9を運用するために必要な事前準備期間及び運用終了後の撤収期間を除き1年間とし、この期間の延長は行わない。
上記の内容以外の展開については、日米間で協議は行っており、米軍基地化につながる米軍の基地使用の常態化は考えていない。また、国は、運用開始の日及び撤収の日を事前に鹿屋市に通知する。
- 騒音対策**
国は、米軍無人機MQ-9の一時展開に伴う騒音状況については、その把握に努めるとともに、一時展開後の騒音の状況を踏まえた上で、防衛施設周辺の生活環境の整備を図る。
- 安全安心対策**
国は、米軍無人機MQ-9及び米軍関係者の事件及び事故の未然防止に努めるとともに、事件及び事故が発生した場合には国の責任において適切に対処する。また、鹿屋市を含む関係機関との間で連絡体制を構築するとともに現地連絡所を設置し、もって住民の安全及び安心の確保に努める。なお、これまで協議してきた市民の安全安心に関する事項については、別途文書により確認する。
- 情報提供**
国は、平素より鹿屋市を含む関係機関に対し、米軍無人機MQ-9や鹿屋市から受けた要望等への対応状況等に関する情報について、速やかに提供する。
- 地域振興策**
鹿屋市が行う地域振興に係る取組に関して、国は、環境整備法等を活用し、最大限の協力を行う。
令和4年7月21日
九州防衛局長 伊藤 哲也
鹿屋市長 中西 茂

一時展開の概要

任務

東シナ海を中心とする我が国周辺海域における情報収集活動（広範囲な海域における艦艇・船舶の所在の把握等）

米軍関係者の生活や行動

- 基地外の宿泊施設を利用
- シフト制の下、24時間体制で勤務
- 自主的措置として設けた、勤務時間外の行動の指針に従って行動
- 勤務時間外や休暇中は基地外で活動し、飲食店や商業施設の利用あり
- 日本の法律や習慣、交通事情について事前に教育を実施
- 新型コロナウイルス対策として、出国前の検査を実施した上で日本に回国し、周辺自治体で取られている対策に沿った対応

安全安心に向けた取り組み

現地連絡所（基地内に設置）

- 24時間電話連絡等が取れる体制
- 開設当初は防衛省及び九州防衛局の職員10人程度配置
- ※市も市役所内に相談窓口を設置
- 現地連絡所の職員が米軍側と同じ宿泊施設を利用し、宿泊施設との連携及び不測の事態等への迅速かつ柔軟な対応を行う
- 交通事故対策
- 事前の研修に加え、地元警察の協力も得ながら、鹿屋市の交通事情等を踏まえた交通安全教育等を実施

夜間パトロール

- 市内の繁華街を中心とした巡回パトロールを実施
- 現地連絡所の職員と地元事情に詳しい非常勤職員2班（4人）体制。状況により増員も検討

リパティイ制度（勤務時間外の行動の指針）

- 日本についての教育や責任ある飲酒に関する研修の実施
- 公共の場における午前0時〜午前5時の飲酒の禁止
- 一定の階級以下の者の午前1時〜午前5時の外出の禁止及び午後10時〜午前5時の施設・区域への外出の際の同伴者義務付け
- 米軍内部の秩序維持を任務
- 米軍関係者が規則にのっとり適切に任務を遂行しているか確認
- リパティイ制度にのっとり適切に行動しているか確認

展開規模

機数…8機
要員…150〜200人程度
（機体操作要員、整備要員、後方支援要員等）

展開期間

令和4年7月頃から準備（2か月程度の見込み）を行い、運用が開始されてから1年間

展開規模

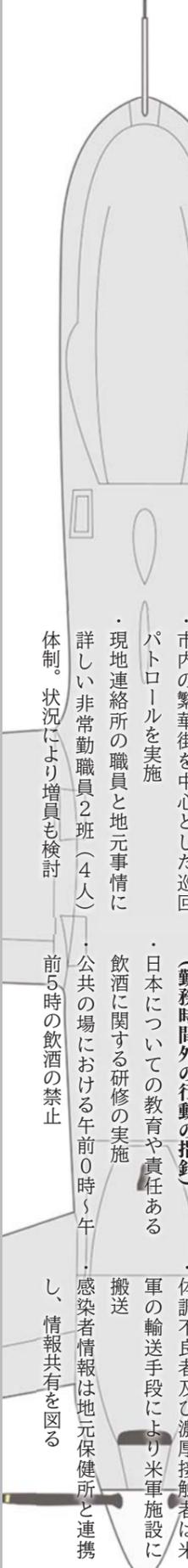
機数…8機
要員…150〜200人程度
（機体操作要員、整備要員、後方支援要員等）

展開期間

令和4年7月頃から準備（2か月程度の見込み）を行い、運用が開始されてから1年間

展開規模

機数…8機
要員…150〜200人程度
（機体操作要員、整備要員、後方支援要員等）



これまでの経過

- 1月27日 九州防衛局が海洋監視の必要性の説明のため来庁
- 2月9日 九州防衛局が一時展開についての説明のため来庁
- 2月14日 市議会全員協議会
- 2月15日 鹿屋市基地関係連絡協議会
- 2月18日 九州防衛局へ質問書を提出
- 2月21日 九州防衛局が現地調査についての説明のため来庁
- 2月28日 九州防衛局から質問書への回答
- 2月28日～3月4日 日米調査員による現地調査（基礎的調査）
- 3月14日～18日 日米調査員による現地調査（細部・専門的調査）
- 5月23日 防衛省の岩本剛入政務官が一時展開についての説明のため来庁
- 5月26日 市議会全員協議会で防衛省が説明
- 5月27日 鹿屋市基地関係連絡協議会で防衛省が説明
- 6月3日～5日 市内5か所で防衛省の説明による住民説明会
- 6月16日 九州防衛局へ質問書を提出
- 6月24日 九州防衛局から質問書への回答
- 6月30日 市議会が容認決議を可決
- 7月11日 市議会全員協議会で市長が一時展開の容認を表明
- 7月12日 鹿屋市基地関係連絡協議会で一時展開容認の表明を報告
- 7月13日 リナシティかのやで住民説明会
- 7月14日 市長が県知事に説明・意見交換
- 7月19日 県知事が一時展開の容認を表明
- 7月21日 一時展開に関する協定を締結
- 7月22日 市長・市議会議長が協定の遵守等の要請のため防衛大臣と面談